

平成25年度4月入学者の入学料免除・入学料徴収猶予 及び前期分授業料免除・授業料徴収猶予の申請について

Applying for Exemption or Deferred Payment of Admission Fee

1. 平成25年度4月入学者の入学料免除及び入学料徴収猶予について

(1) 申請資格者

●入学料免除

本学の入学許可者（研究生・聴講生等は除く）で以下のいずれかに該当する者。

ア）経済的理由により入学料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる者。

（**大学院入学許可者のみ**）

イ）入学前の1年以内において学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という）が死亡し、又は申請者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、入学料の納付が著しく困難であると認められる者。

ウ）その他、やむを得ない事情があると認められる者。

●入学料徴収猶予

本学の入学許可者（研究生、聴講生等は除く）で、上記ア）（**学部、大学院入学許可者共**）、イ）、ウ）、いずれかに該当する者。

(2) 申請書配布・申請期間（教養学部・総合文化研究科・数理科学研究科は除く）

申請書配布：2月12日（火）～ 入学学部・大学院の入学手続期間最終日
（土・日・祝日は除く）

本部奨学厚生課奨学チーム及び~~入学予定学部・大学院事務室~~で配布

工学部学生・工学系研究科及び情報理工学系研究科大学院
学生は、工8号館1階の学務課総務・学生支援チーム

申請期間：入学予定学部・大学院の入学手続期間と同じ
（土・日・祝日は除く）

受付時間：9:00～17:30

受付場所：本部奨学厚生課奨学チーム（御殿下記念館横 学生支援センター1階）

※注意事項

1. 学部入学許可者の場合、入学料免除の申請資格を有するのは、(1) 申請資格者のイ）、ウ）のいずれかに該当する方のみです。
2. 入学料免除及び入学料徴収猶予の申請は必ず入学手続き期間内に学部・研究科の入学手続を行う前に、奨学チーム窓口で申請してください。申請を受理後、「受理票」を交付するので、学部・研究科の入学手続時に入学予定学部・大学院に提出してください。
3. 入学料免除・入学料徴収猶予申請者は、選考結果が決定するまで入学料の支払いが猶予されます。選考結果が決定する前に入学料を納付した場合には、申請資格がなくなるので注意してください。
4. 入学料徴収猶予は、選考のうえ許可された場合は、入学料の徴収が8月末まで猶予されます。なお、入学料徴収猶予の申請書と入学料免除の申請書は異なりますので、申請する場合は注意してください。
5. 申請期間を過ぎてからの申請はいかなる理由があっても受け付けませんので注意してください。
6. 次の学部・研究科の入学予定者は申請書配布・申請期間及び受付場所が上記と異なるので、担当部署に問い合わせてください。

教養学部・総合文化研究科・数理科学研究科……担当：教養学部等学生支援課奨学資金係

Applying for Exemption or Deferred Payment of Tuition Fee for the first term

2. 平成25年度前期分授業料免除及び授業料徴収猶予について

(1) 申請資格者

本学の学生（研究生・聴講生等は除く）で以下のいずれかに該当する者。

- ア) 経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる者。
- イ) 授業料の納付前6ヶ月以内（新入生については入学前1年以内）において学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という）が死亡し、又は申請者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、授業料の納付が著しく困難であると認められる者。
- ウ) その他、やむを得ない事情があると認められる者。

(2) 申請書配布・申請期間（教養学部・総合文化研究科・数理科学研究科は除く）

申請書配布：2月12日（火）～4月5日（金）（土・日・祝日は除く）

本部奨学厚生課奨学チーム及び所属学部・大学院の事務室で配布

工学部学生・工学系研究科及び情報理工学系研究科大学院
学生は、工8号館1階の学務課総務・学生支援チーム

申請期間：

○在学生（平成25年4月現在で学部4年生以上、修士・博士2年生以上の者）

2月12日（火）～4月5日（金）（土・日・祝日は除く）

○学部進学予定者（新3年生）

3月18日（月）～4月5日（金）（土・日・祝日は除く）

○平成25年度4月入学者

入学学部・大学院の入学手続期間 ～ 4月5日（金）

（土・日・祝日は除く）

※平成24年10月入学者は在学生として扱う。

受付時間：9:00～17:30

受付場所：本部奨学厚生課奨学チーム（御殿下記念館横 学生支援センター1階）

※注意事項

1. 前期分の申請時に併せて後期分の授業料免除（又は授業料徴収猶予）の申請が可能です。

- 前期分のみ又は後期分のみ申請を各学期ごとの申請期間にすることもできます。
- 前期に後期分を併せて申請（以下「同時申請」という。）を行った場合は、後期分の申請の必要はありません。ただし、下記のいずれかに該当する場合は、後期分の申請期間（7. 参照）に改めて申請が必要となります。

- ◇ 前期申請時（4月1日現在）と10月1日現在で申請内容（家族状況・就学状況（自宅・自宅外通学の別を含む）・家計状況等）に変更が生じた場合
- ◇ 10月から在籍課程が変わった場合（例：9月修士修了で10月博士進学）
- ◇ 9月卒業・修了の予定であったが、修業年限を超えて在学することになった場合

- 同時申請した場合であっても、選考は学期ごとに行います。従って、前期分の選考結果がそのまま後期分に適用されるわけではありません。後期に後期分の選考結果も必ず確認してください。

2. 授業料免除の選考方法については、東京大学ホームページ（トップページ→キャンパスライフ→授業料の納付・免除→授業料の免除→「平成20年度からの授業料免除の選考方法について」）、または申請書をご覧ください。

3. 授業料免除・授業料徴収猶予申請者は、選考結果が決定するまで授業料の支払いが猶予されます。(口座引落登録者も引落が猶予されます)
選考結果が決定する前に授業料を納付した場合には、申請資格がなくなるので注意してください。
4. 授業料徴収猶予には「延納」または「分納」があります。選考のうえ許可された場合、前期分の授業料納付は、「延納」は8月末までの猶予、「分納」は9月まで月割での納付となります。
なお、授業料徴収猶予の申請書と授業料免除の申請書は異なりますので、申請する場合は注意してください。
5. 申請期間を過ぎてからの申請はいかなる理由があっても受け付けないので注意してください。
6. 例年、申請期限が近づくにつれて窓口が大変混み合います。申請は早めを心がけて下さい。
7. 授業料免除・授業料徴収猶予の平成25年度後期分の日程については平成25年7月頃に掲示する予定です。東大ホームページにも掲載します。(トップページ→キャンパスライフ→授業料の納付・免除→授業料の免除)
8. 次の学部・研究科に所属する学生は、申請書配布・申請期間及び受付場所が上記と異なるので、担当部署に問い合わせてください。

教養学部・総合文化研究科・数理科学研究科……担当：教養学部等学生支援課奨学資金係
--

入学料免除・入学料徴収猶予及び授業料免除・授業料徴収猶予に関する問い合わせは本部奨学厚生課奨学チーム授業料免除担当（03-5841-2547,2548）まで。

平成25年1月18日
本部奨学厚生課